

国の審議会等の女性委員の割合は 32.4%

－国の審議会等における女性委員の参画状況調べ－

平成 20 年 10 月 28 日
内閣府男女共同参画局

内閣府は、平成 20 年 9 月 30 日現在の国の審議会等における女性委員の参画状況について調査を行った。調査結果のポイント及び今後の取組の概要は以下のとおりである。

1 調査結果のポイント

- (1) 国の審議会等において女性委員が占める割合は 32.4% (平成 19 年 9 月 30 日現在 32.3%) である。
- (2) 女性委員の割合が高い省庁を順番にみると、外務省 (38.1%)、防衛省 (37.5%)、財務省 (36.2%)、農林水産省 (35.8%)、環境省 (34.9%)、となっている。
- (3) 会長が女性の審議会は、国税審議会、化学物質審議会である。
- (4) 女性委員を含まない審議会は、証券取引等監視委員会、検察官適格審査会である。
- (5) 国の審議会等における専門委員等において女性委員の占める割合は 15.1% (平成 19 年 9 月 30 日現在 13.9%) である。

2 今後の取組

平成 22 年 (西暦 2010 年) 度末までに、審議会等の委員については 33.3%、専門委員等については 20% を達成するため、女性委員の登用に一層努める。

(参考) 女性委員の登用目標 (平成 18 年 4 月 4 日男女共同参画推進本部決定)

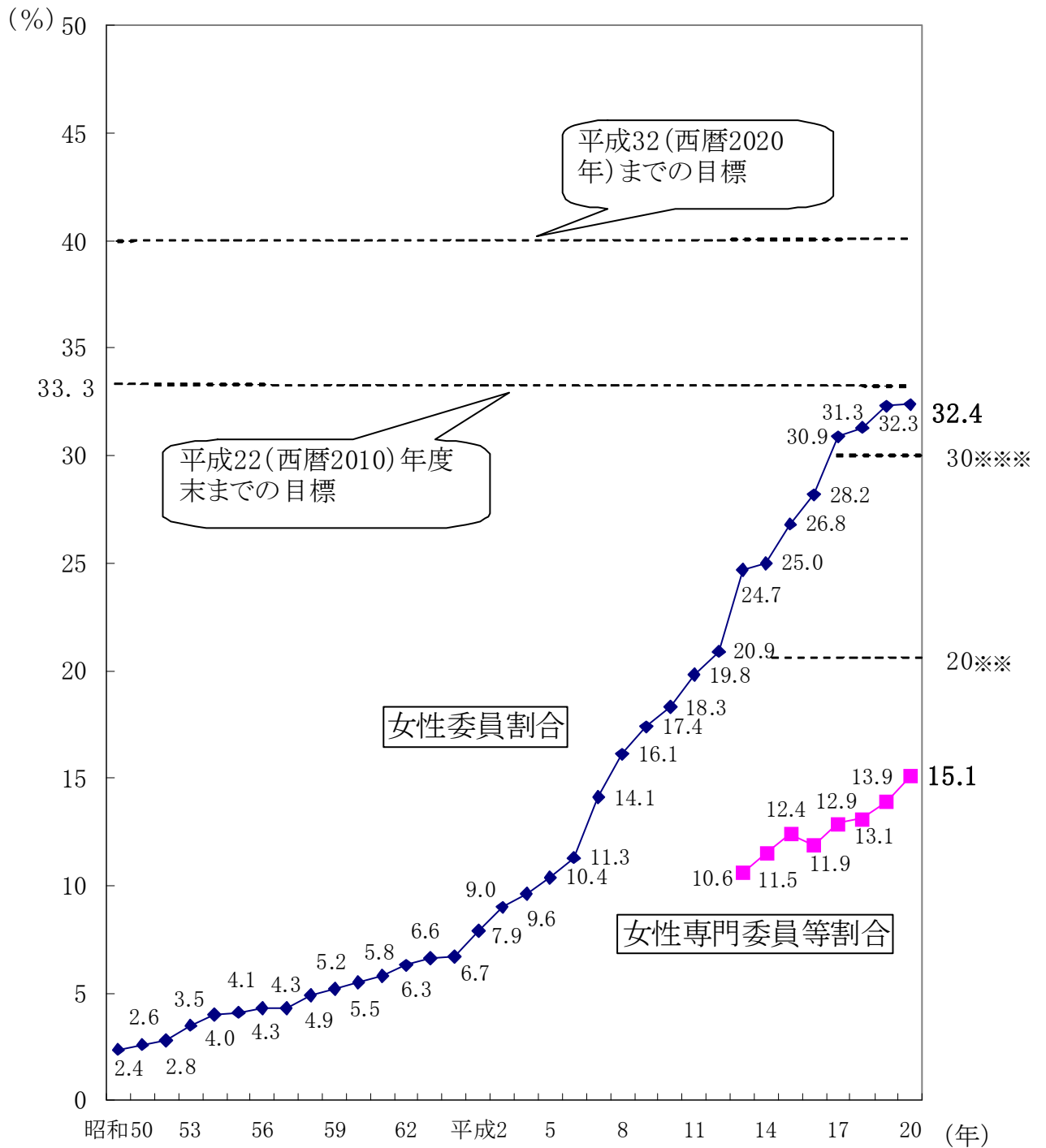
〔審議会等の委員について〕

- 平成 32 (西暦 2020) 年までに、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の 10 分の 4 未満とならない状態を達成するよう努める。
- 当面の目標として、平成 22 (西暦 2010) 年度末までに、女性委員の割合が少なくとも 33.3% となるよう努める。

〔審議会等の専門委員等について〕

- 平成 32 (西暦 2020) 年までのできるだけ早い時期に、女性委員の割合が少なくとも 30% となるよう努める。
- 当面の目標として、平成 22 (西暦 2010) 年度末までに、女性委員の割合が 20% となるよう努める。

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



府省別女性委員の参画状況

平成 20 年 9 月 30 日現在

府省庁	審議会数		委 員 数				専門委員等数			
		女性 含む	総数	女性	割合 (%)	平成19 年割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	平成19 年割合 (%)
内閣府	17	17	243	76	31.3	32.6	743	157	21.1	16.3
金融庁	6	5	73	20	27.4	27.5	234	16	6.8	5.1
総務省	12	12	155	47	30.3	30.4	462	55	11.9	11.6
法務省	6	5	63	19	30.2	30.2	55	9	16.4	8.6
外務省	2	2	21	8	38.1	29.7	1	0	0.0	－
財務省	5	5	116	42	36.2	35.9	178	22	12.4	12.3
文部科学省	11	11	242	79	32.6	32.0	2,664	479	18.0	17.1
厚生労働省	13	13	277	90	32.5	32.0	1,409	301	21.4	20.8
農林水産省	8	8	173	62	35.8	34.7	406	78	19.2	18.5
経済産業省	9	9	181	56	30.9	30.9	1,993	148	7.4	7.2
国土交通省	13	13	226	71	31.4	32.0	889	129	14.5	13.4
環境省	4	4	63	22	34.9	34.9	672	67	10.0	9.5
防衛省	5	5	40	15	37.5	37.5	－	－	－	－
合計	111	109	1,873	607	32.4	32.3	9,706	1,461	15.1	13.9